

静岡県選挙管理委員会告示第29号

静岡県知事選挙を執行するため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第3項第3号の規定により、静岡市清水区選挙区及び掛川市選挙区において静岡県議会議員の補欠選挙を行う事由が生じた。

令和3年6月3日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二